

樹木の取扱いチェックリスト

1 危険木の判断フロー

危険木の取扱いについては、樹木医による危険木診断を行っている場合と行っていない場合に分けて検討する。診断を行っていない場合には、別紙2の「危険木判定表」により判定し、取扱いの手法を検討することとする。危険木の判断が明確につけられない場合には、樹木等の専門的な意見を求めることも必要である。

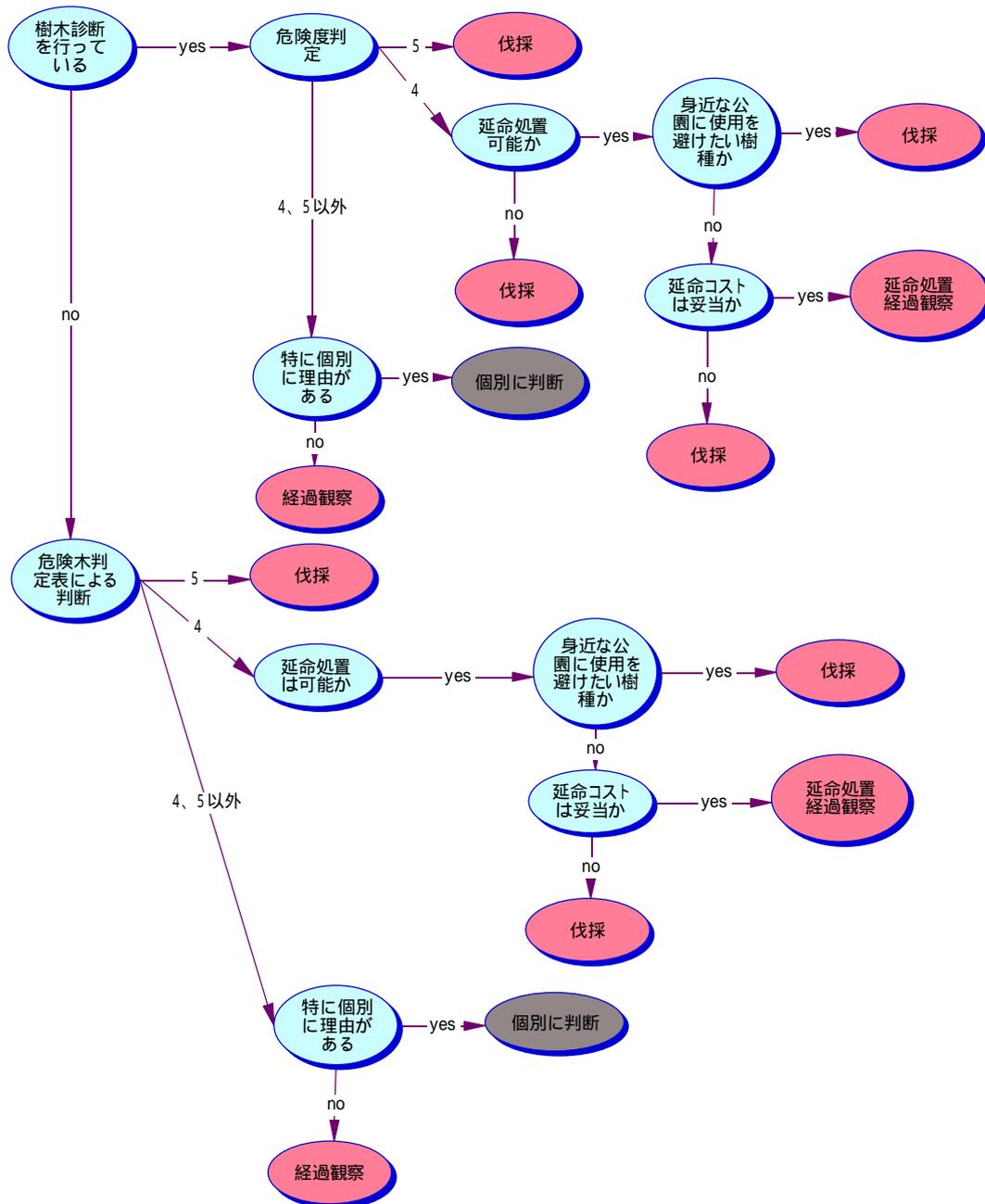


図 1 危険木の取扱いに関するフローチャート

2 隣接地へ影響している樹木の取扱い判断

隣接地で問題になるのは、主に越境の問題と防犯上の問題である。

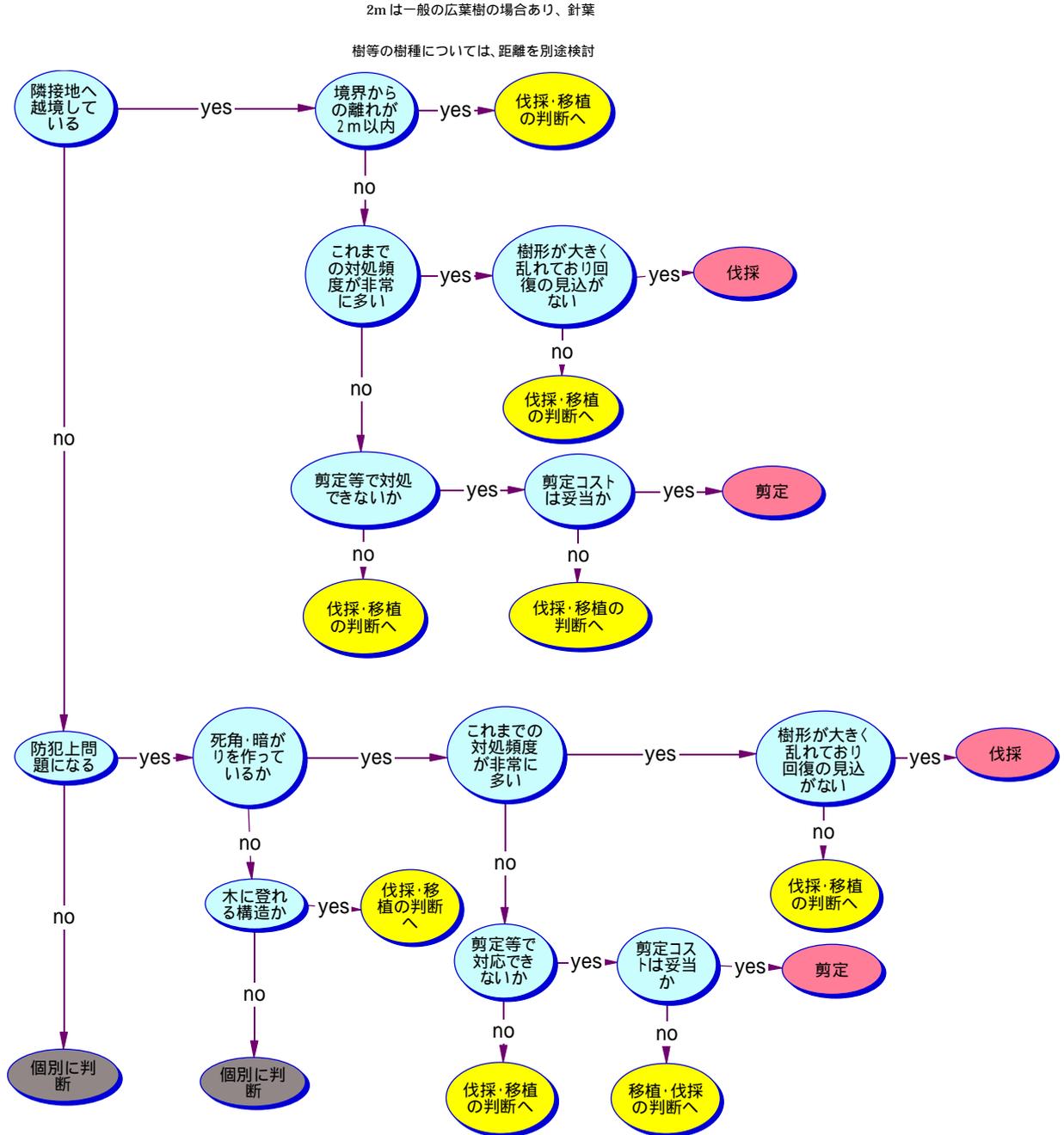


図2 隣接地に影響している樹木の取扱いフロー

3 道路建築限界・高圧線等に影響している樹木について

道路境界付近に植栽されている樹木については、建築限界に枝が張り出す、高圧線等へ枝が接するなどが問題と考えられる。

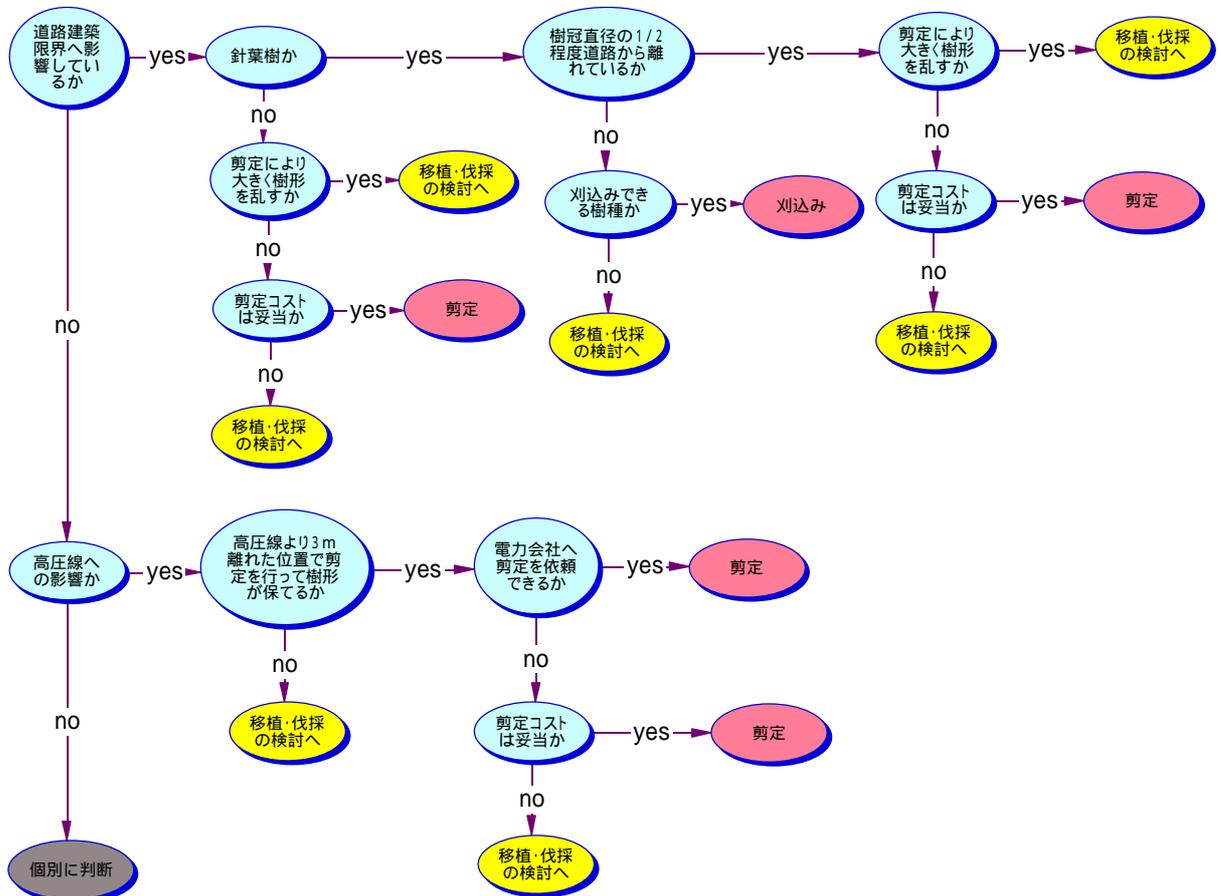


図3 道路建築限界・高圧線等に影響する樹木の取扱いフロー

4 施設整備で支障になる樹木の取扱い

トイレは設置する位置が限定される施設であり、敷地造成の仕方は地形により大きな制約を受けることから、トイレと敷地造成についてどうしても支障が出る場合については、樹木の伐採の検討対象とする。

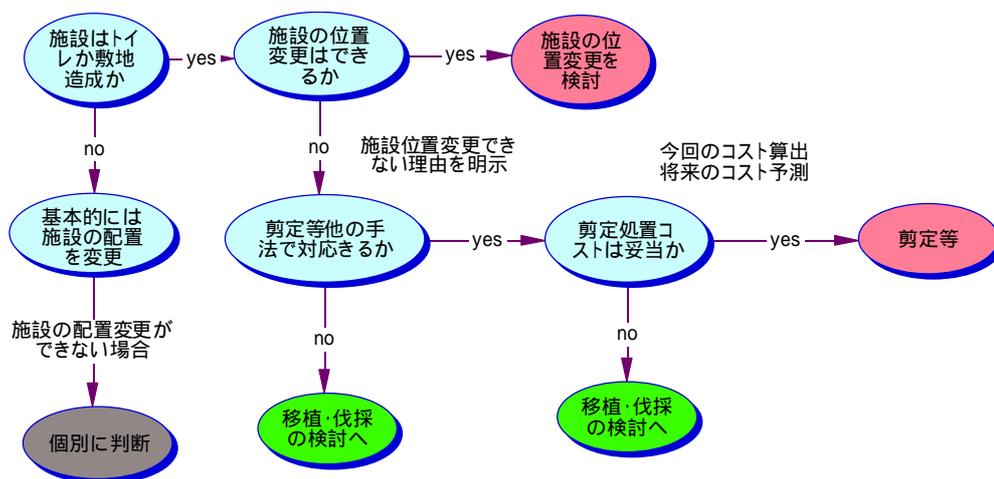


図4 施設整備で支障となる樹木の取扱いフロー

5 樹木が列植状で支障のある場合

樹木が列植状で支障のある場合は、主に樹木間隔が狭く樹木が健全に生長する空間確保ができないこと、あるいは列植により死角・暗がりができることと考えられる。移植・伐採等の処置が必要な場合については、どの樹木を処置するか決めるフローへ進むこととする。

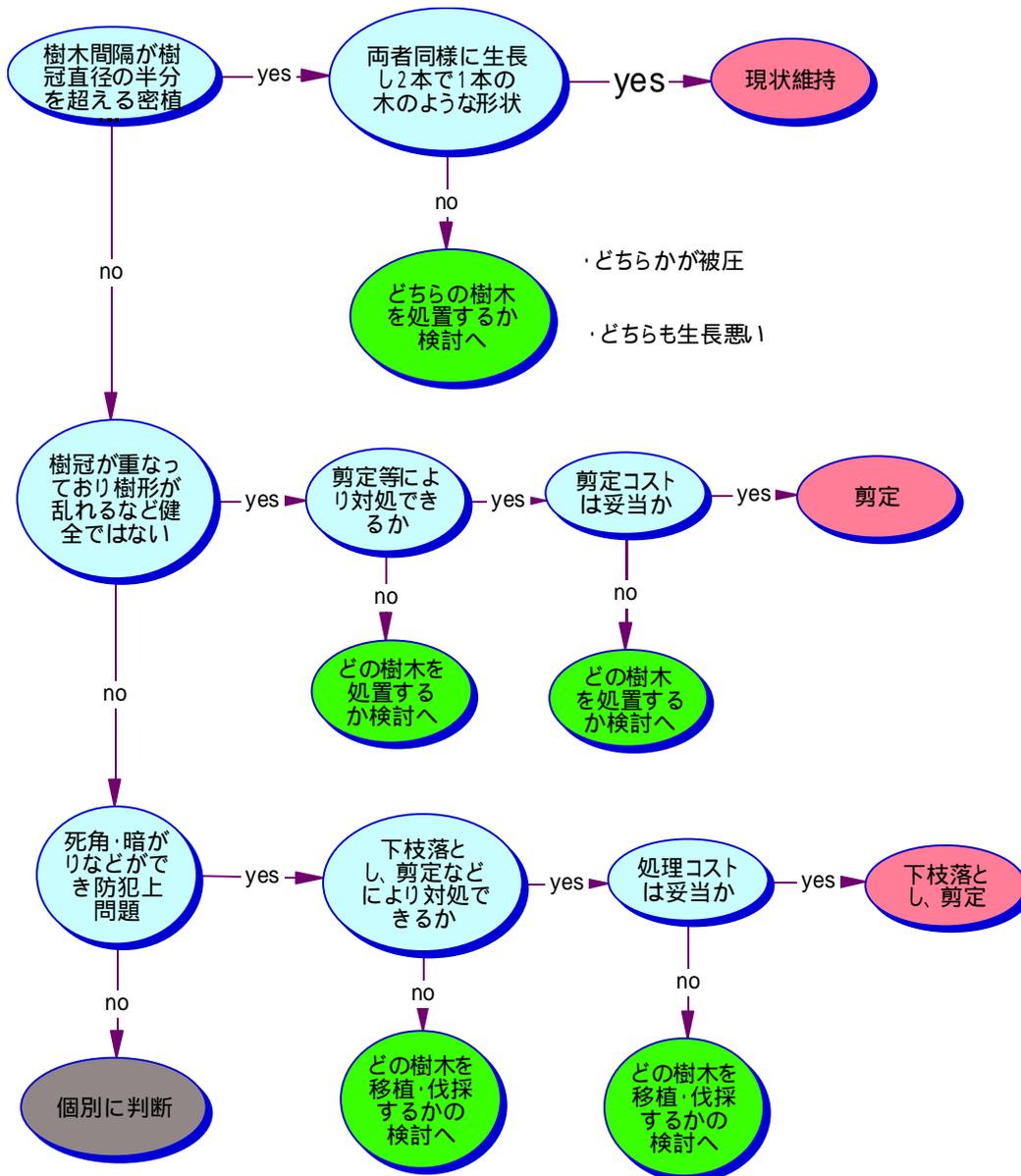


図5 列植状で支障のある樹木の取扱いフロー

6 樹林状の樹木で支障のある場合

樹林状の樹木についての問題は、樹木が鬱蒼として死角や暗がりを作ること、密植状態となり樹木が健全に生長する空間を確保できないことが主なものである。ここでも、移植・伐採の処置が必要な場合について、どの樹木を処置するかの検討フローへ進む。

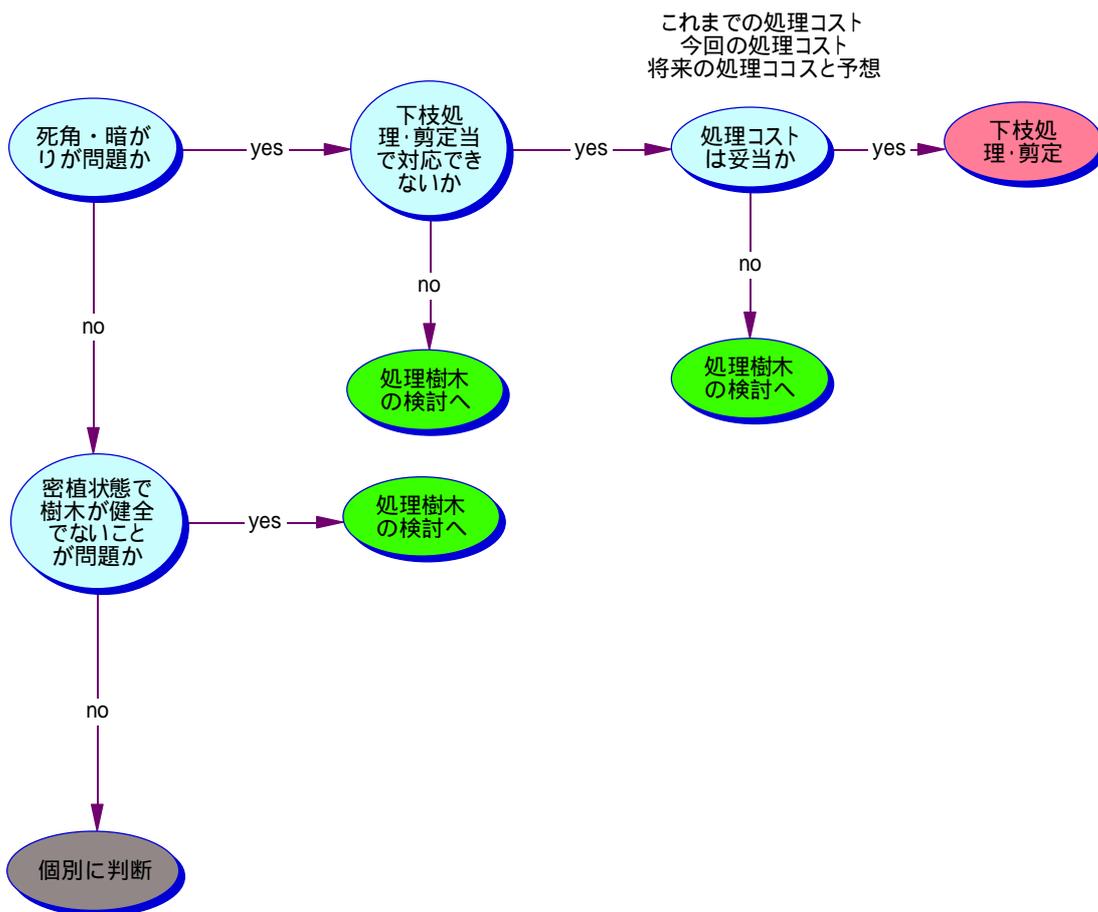


図6 樹林状の樹木で支障のある場合の取扱いフロー

7 複数の樹木の中でどの樹木を処置するかを決定するフロー

列植、樹林の中の樹木について、どの樹木を処置するかを決める必要があるため、このフローにより検討する。

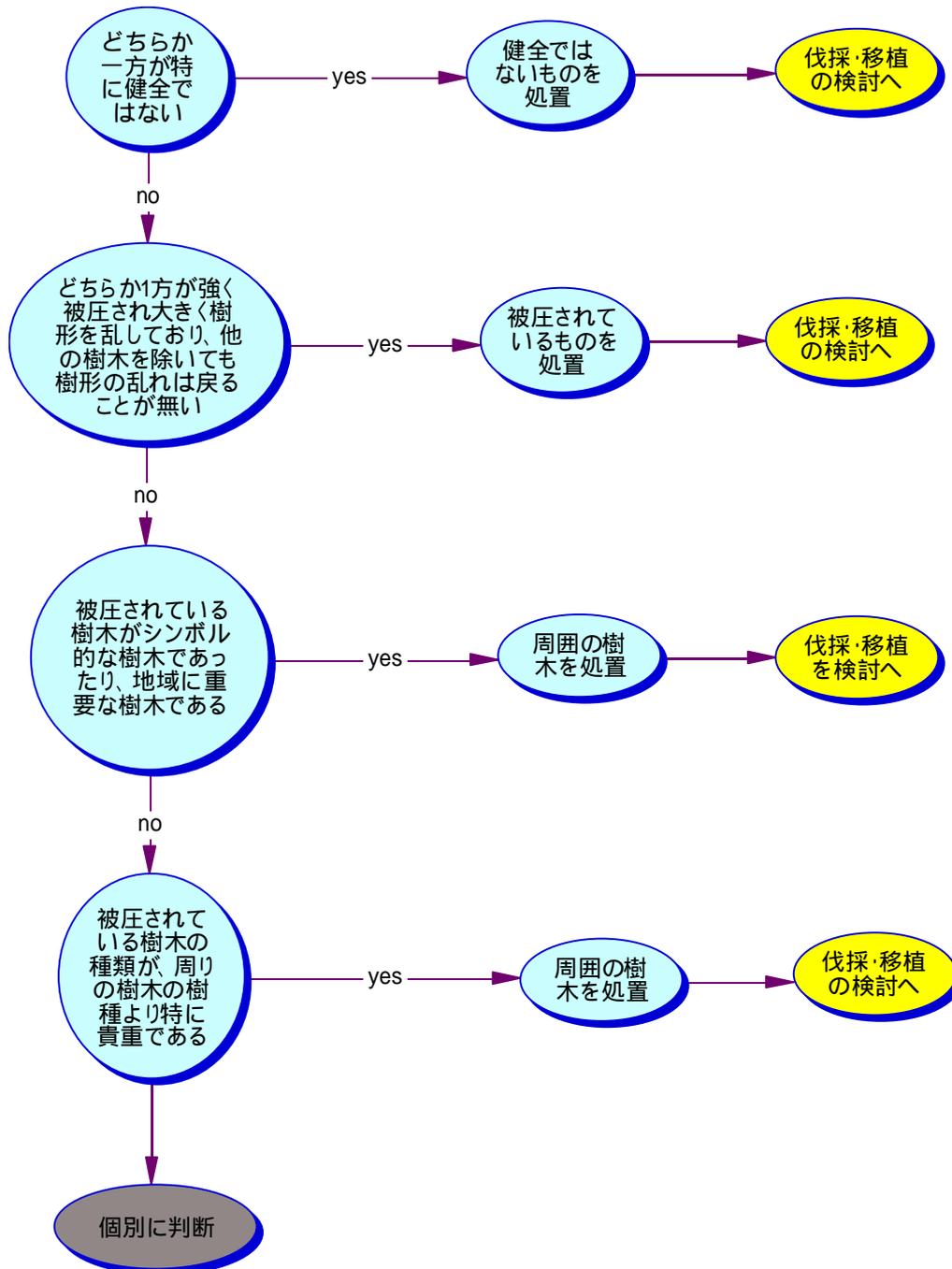


図7 複数の樹木から処置木を選択するフロー

8 移植・伐採の判断フロー

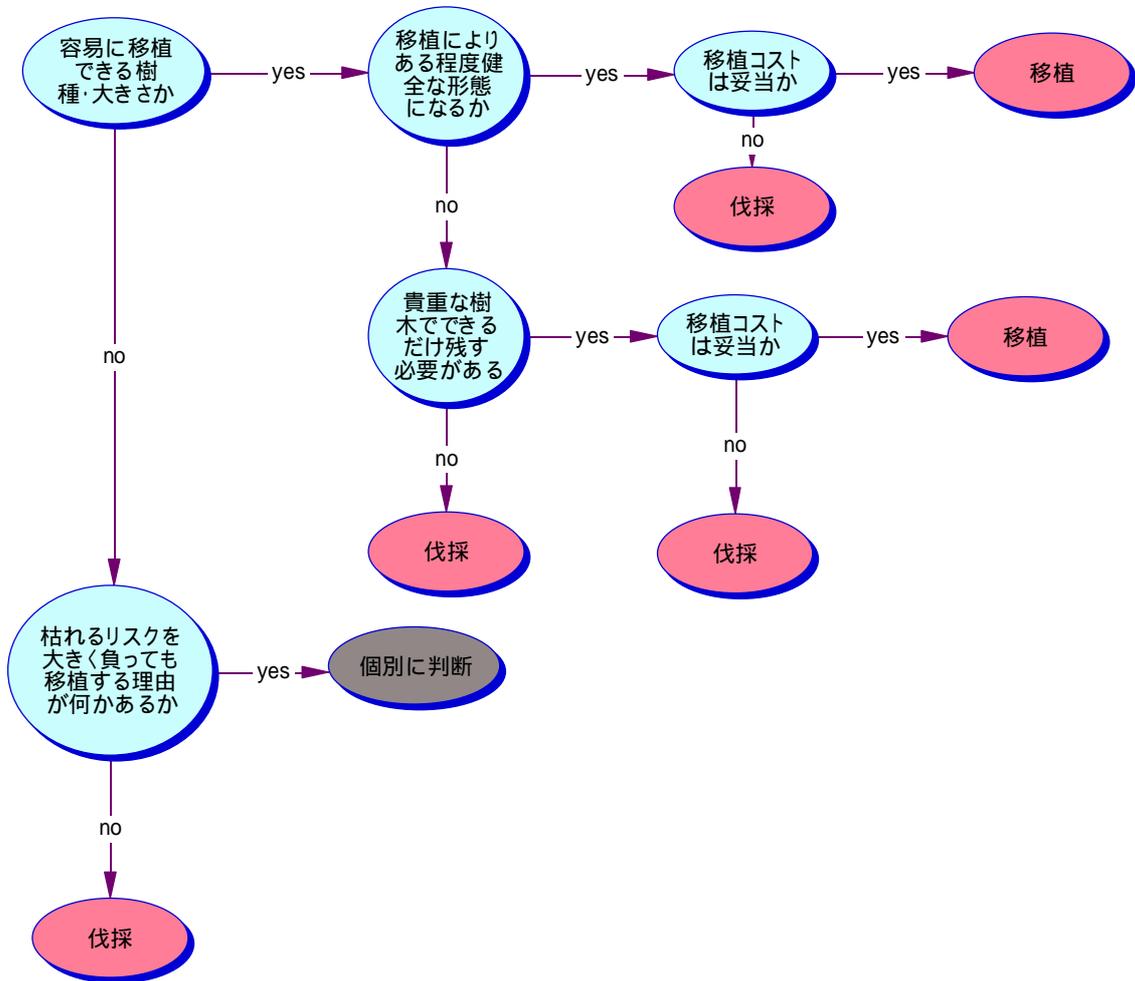


図8 移植・伐採の判断フロー